

西村ジョイ・マックスバリュ高瀬店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年6月12日

香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	西村ジョイ株式会社 香川県高松市成合町891番地1 マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 広島段原ショッピングセンター5階 株式会社たかせんテレコム 香川県高松市室新町2番13号																
大規模小売店舗の名称及び所在地	西村ジョイ・マックスバリュ高瀬店 香川県三豊市高瀬町新名字天古984番1外20筆																
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ① 駐車場の位置及び収容台数 【変更前】 <table border="1"><thead><tr><th>位 置</th><th>収容台数</th></tr></thead><tbody><tr><td>駐車場①（図面3建物配置図及び1階平面図【変更前】）</td><td>118台</td></tr><tr><td>駐車場②（図面3建物配置図及び1階平面図【変更前】）</td><td>98台</td></tr><tr><td>合 計</td><td>216台</td></tr></tbody></table> 【変更後】 <table border="1"><thead><tr><th>位 置</th><th>収容台数</th></tr></thead><tbody><tr><td>駐車場①（図面4建物配置図及び1階平面図【変更後】）</td><td>101台</td></tr><tr><td>駐車場②（図面4建物配置図及び1階平面図【変更後】）</td><td>66台</td></tr><tr><td>合 計</td><td>167台</td></tr></tbody></table>	位 置	収容台数	駐車場①（図面3建物配置図及び1階平面図【変更前】）	118台	駐車場②（図面3建物配置図及び1階平面図【変更前】）	98台	合 計	216台	位 置	収容台数	駐車場①（図面4建物配置図及び1階平面図【変更後】）	101台	駐車場②（図面4建物配置図及び1階平面図【変更後】）	66台	合 計	167台
位 置	収容台数																
駐車場①（図面3建物配置図及び1階平面図【変更前】）	118台																
駐車場②（図面3建物配置図及び1階平面図【変更前】）	98台																
合 計	216台																
位 置	収容台数																
駐車場①（図面4建物配置図及び1階平面図【変更後】）	101台																
駐車場②（図面4建物配置図及び1階平面図【変更後】）	66台																
合 計	167台																

② 駐輪場の位置及び収容台数

【変更前】

位 置	収容台数
駐輪場①（図面 3 建物配置図及び 1 階平面図【変更前】）	85台
駐輪場②（図面 3 建物配置図及び 1 階平面図【変更前】）	5台
合 計	90台

【変更後】

位 置	収容台数
駐輪場①（図面 4 建物配置図及び 1 階平面図【変更後】）	85台
駐輪場②（図面 4 建物配置図及び 1 階平面図【変更後】）	5台
駐輪場③（図面 4 建物配置図及び 1 階平面図【変更後】）	8台
計	98台

③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

【変更前】

位 置	容 量
廃棄物保管施設①（図面 3 建物配置図及び 1 階平面図【変更前】）	18.36m ³
廃棄物保管施設②（図面 3 建物配置図及び 1 階平面図【変更前】）	9.38m ³
廃棄物保管施設③（図面 3 建物配置図及び 1 階平面図【変更前】）	20.16m ³
合 計	47.90m ³

【変更後】

位 置	容 量
廃棄物保管施設①（図面 4 建物配置図及び 1 階平面図【変更後】）	18.36m ³
廃棄物保管施設②（図面 4 建物配置図及び 1 階平面図【変更後】）	9.38m ³
廃棄物保管施設③（図面 4 建物配置図及び 1 階平面図【変更後】）	20.16m ³
合 計	47.90m ³

※位置のみの変更

2 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
西村ジョイ株式会社	午前7時00分	午後9時30分
マックスバリュ西日本株式会社	午前7時00分	午前0時00分
株式会社たかせんテレコム	午前10時00分	午後7時00分

※「添付図面」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に供する。

変更年月日

平成28年1月7日

変更理由

利用の少ない駐車場の一部にテナントを誘致するため。

2 届出年月日
平成27年5月7日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課 及び 三豊市政策部産業政策課
縦覧期間	平成27年6月12日から平成27年10月12日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年10月12日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ